令和８年度　南あわじ市立および南あわじ市・洲本市組合立中学校 拠点校部活動要綱

南あわじ市教育委員会

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市の中学校における学校部活動の入部数は少子化に伴う生徒数が減少し、部活動が小規模化していくことは確実である 。特に団体競技において、単独校での活動、大会等への参加が難しくなっている。それに伴い、各種目では、合同チームでの活動、大会出場が増えてきている。南あわじ市においては、令和 10 年 8 月をもってすべての中学校における部活動を解消し、地域展開することはすでに決定しているが、現状を見ると令和 10 年 8 月まで学校部活動を継続する種目も多く、競技種目によっては地域展開した地域クラブチームが存在しない場合が考えられる。そこで、部活動の地域展開の狙いの一つでもある生徒たちのニーズに応え「やりたい」活動を実現するために令和 10 年８月までの期間限定で下記要項により拠点校部活動を実施する。

1. 目的

学校、保護者、地域の理解と協力を得て「拠点校」方式の部活動を実施し、生徒の多様なニーズに応えることを目的とする。

2. 参加申請及び承諾について

生徒及び保護者は、拠点校における部活動への参加を希望するときは、参加申込書・保護者同意書【様式１】を在籍校の校長に提出する。拠点校部活動へ参加を希望する生徒の在籍校の校長は、生徒が南あわじ市立および南あわじ市・洲本市組合立中学校 拠点校部活動要綱による事業目的および参加要件を満たしていることを確認し、拠点校の校長に申請する【様式２】。拠点校の校長は承諾後、在籍校の校長に参加承諾書【様式 3】を送付する。【様式 3】の提出をもって、当該生徒の拠点校部活動への参加を認める。

3. 拠点校部活動に参加できる生徒

以下のすべての要件を満たす生徒を対象とする。

・活動を希望する競技種目が所属校になく令和 8 年 4 月段階で南あわじ市内に活動を希望する競技種目に参加可能な地域チーム(※)がない生徒で拠点校部活動要綱を厳守し活動をする意思のある生徒。 ※団体種目については、地域に中体連大会出場登録チームがないこととする。

4. 種目および拠点校

競技種目	拠点校	参加可能な中学校
野球	西淡中　三原中	広田中
ソフトボール	三原中	西淡中　南淡中　沼島中　広田中
女子バレー	三原中	沼島中　広田中
男子バスケ	南淡中	西淡中　沼島中
女子Ｓテニス	西淡中	沼島中　広田中
柔道	南淡中	西淡中　三原中　広田中
剣道	三原中	西淡中　南淡中　沼島中　広田中
郷土部・郷土芸能部	三原中※　　南淡中	西淡中　沼島中　広田中

※ただし三原中郷土部(現在休部中)に R8 年度に三原中の生徒の入部がない場合は拠点校としない

◎令和８年度の拠点校設置確定は令和 8 年 4 月 1 日とする(７年度末人事異動により上表の変更もあり得る)

5. 参加生徒の活動について

・参加生徒は、拠点校部活動要綱と各拠点校の部活動活動方針に従って活動する。

・拠点校が定める部活動ガイドラインを厳守し、休養日や活動時間、完全下校時刻を守る。

・拠点校の定期テスト前や行事等による部活動休止期間は在籍校と日程が違っていても厳守する。

・活動への参加は、両校が十分な安全指導を行い、保護者と参加生徒の責任で行う。

・活動日は土曜日、日曜日、祝日及び長期休業中とする。ただし可能であれば平日も参加できる。

・交通費や活動に必要な道具は自己負担とする。

・欠席連絡は、保護者が拠点校部活動の顧問に連絡する。

・在籍校は、生徒の既往症など配慮すべき事項がある場合、誓約書の特記事項に明記させ、情報を拠点校に伝えること。拠点校の管理職、顧問教員、養護教諭は情報を把握しておくこと。

・参加生徒が平日（長期休業中を除く）に自校の部活動に入部する場合、在籍校の部活動顧問等と相談のうえ、各校の実情に合わせる。

・参加が決定したにもかかわらず、拠点校での活動に参加していない状況が続いた場合、登録が抹消されることがある。

6. 試合参加

・公式試合等への参加は、大会主催者が定める大会規定の参加資格要項に従う。

・個人戦への登録および公式試合への申し込みは拠点校で行い、抽選は本部に一任する。

・団体戦への登録および公式戦の申し込みは、生徒と保護者の意思を確認した上で、拠点校顧問教員が行う。

・公式戦を含む校外活動の引率は原則として保護者が責任を持って行う 。特別な事情がある場合は、拠点校顧問教員（部活動指導員を含む）が行い、県大会以上については大会規定に従う。

・試合における監督・審判は、拠点校顧問教員または拠点校部活動指導員が行う。県大会以上については大会規定に従う。

・公式戦を含む校外活動の引率は保護者が責任を持って行う。

7. 事故への対応

・活動中の事故やトラブルについては、拠点校が対応し指導・対応する。また、在籍校にも連絡し情報共有する。

・移動中の事故やトラブルは保護者の責任とするが、拠点校と在籍校が協力して指導・対応する。

・活動中・移動中の事故（交通事故を除く）は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用を受け、手続きは在籍校で行う。

8. その他

・拠点校の校長は、参加生徒やその保護者が拠点校部活動要綱や活動方針に違反し、改善が見られない場合、活動を中止させることができる。

・参加生徒の在籍校は、連絡責任者（管理職）を決めておく。

・文化部についても、本要綱に従い拠点校部活動を実施する。

9. 今後の予定

・1 月～入学説明会で部活動担当者が説明。

・すべての中学校で入学説明会終了「南あわじ市立および南あわじ市・洲本市組合立中学校 拠点校部活動要綱」をあんしんネットにアップする。

・新 1 年生・・・各中学校で例年の入部希望調査に入部できる拠点校部活動を加え希望調査。

・新 2 年生・新 3 年生・・・3 月中に「南あわじ市立および南あわじ市・洲本市組合立中学校 拠点校部活動要綱」を説明する。R8 年度入部希望時に例年の入部希望調査に入部できる拠点校部活動を加え希望調査する。

・拠点校部活動に参加するための手続きを進める。

問い合わせ先：南あわじ市教育委員会 学校教育課
TEL 南あわじ市学校教育課 0799(43)5231